

## 浪江町蜂駆除事業実施要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、浪江町帰還困難区域内（以下。「区域内」という。）に住所を有し避難している町民の方等の一時立ち入りの際に、蜂からの危害から守り安全確保を図るため、町が実施する蜂駆除業務について、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 町が駆除を行う対象は、区域内の宅地又は建物に現に営巣しているスズメバチ亜科スズメバチ類及びアシナガバチ亜科アシナガバチ類とする。

### (対象地域)

第3条 帰還困難区域内全域とする。

2 帰還困難区域に立ち入る場合には、通行車両証明書、緊急事態応急対策通行車両証明書または浪江町での公益申請による通行証を取得すること。

### (駆除申請)

第4条 町に蜂駆除を依頼しようとする者は、蜂駆除申請書（様式第1号）を町長に提出するものとする。

2 営巣の状況がわかる全景写真を添付するが、撮影に危険が伴うと判断される場合には、無理に撮影し添付する必要はないものとする。

### (駆除の範囲)

第5条 町民等の申請により町が駆除を行うのは、次の各号に定める要件をすべて満たす場合に限るものとする。ただし町長が特に駆除することが必要と判断した場合はこの限りではない。

- (1) 駆除する蜂の巣の場所が特定されていること。
- (2) 区域内の建物、工作物又は敷地（以下「建物等」という。）に蜂が営巣し、人的な被害を及ぼすおそれがあるとき。
- (3) 蜂の巣の所在する建物等の所有者又は管理者（以下「所有者等」という）の同意があること。
- (4) 駆除するに当たり所有者等に立会い求めた場合には、それに応じることが可能であること。
- (5) 駆除するに当たりその作業員の作業上の安全が確保される時。
- (6) 駆除するに当たり建物等に損害を与えるおそれがないとき。

### (駆除の実施)

第6条 町が駆除する場合は、蜂駆除事業者に委託するものとする。

### (駆除の報告等)

第7条 町から依頼を受けた事業者は、駆除が完了した場合、写真を添えて請求するものとする。

2 駆除をすることが出来なかった場合は、できなかった理由等について町に

報告するものとする。

3 依頼者には、前項の結果について町から報告するものとする。

(費用)

第8条 駆除に係る費用は、原則無料とするが、駆除を行う際に建物の一部を壊さなければならない場合等、特殊な環境にできた巣の駆除の場合、別途自己負担の費用とする。

(区域以外の地域の駆除等)

第9条 区域以外の蜂の駆除及び第2条定義以外の蜂に関しては、その土地の所有者等が対処するものとする。

(その他の事項)

第10条 この要領に定めるもののほか、蜂駆除について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

1 この要領は、令和8年4月1日から施行する。

2 浪江町内における蜂駆除事業実施要綱（平成26年4月1日施行）は廃止する。